

被災者支援制度早見表（令和3年4月1日現在）

1 被災者生活再建支援制度（国）

対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③のいずれかの区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ③又は④の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人以上10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る） 				
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） 				
支給額	（単位：万円）				
	区分	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金 （住宅の再建方法）		計
	①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借 （公営住宅以外）	50	150
	④大規模半壊 （損害割合40%台）	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
賃借 （公営住宅以外）			50	100	
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	—	建設・購入	100	100	
		補修	50	50	
		賃借 （公営住宅以外）	25	25	
※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額					
根拠	被災者生活再建支援法等				

2 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度（県・市町村）

対象災害	「1 被災者生活再建支援制度（国）」の対象となる自然災害					
支給対象	<p>①住宅が「全壊」した世帯</p> <p>②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> <p>※ ただし「1 被災者生活再建支援制度」の支給対象になる場合は、当制度の支給対象にはなりません。</p>					
支給額	（単位：万円）					
	区分	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金 （住宅の再建方法）	計		
	①全壊 （損害割合 50%以上）	100	建設・購入	200	300	
				補修	100	200
				賃借 （公営住宅以外）	50	150
	②解体 ③長期避難	100	建設・購入	200	250	
				補修	100	150
				賃借 （公営住宅以外）	50	100
	④大規模半壊 （損害割合 40%台）	50	建設・購入	200	250	
				補修	100	150
				賃借 （公営住宅以外）	50	100
	⑤中規模半壊 （損害割合 30%台）	—	建設・購入	100	100	
				補修	50	50
				賃借 （公営住宅以外）	25	25
	※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額					
根拠	宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱 等					

3 災害弔慰金（国）

対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 → 当該市町村 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 → 当該都道府県内 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 → 当該都道府県内 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 → 国内全域 	
支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(他に遺族がおらず生計同じ)	
根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 等	

4 宮崎県災害弔慰金補助金（県）

対象災害	自然災害 —— 災害弔慰金（国）の対象災害以外の災害	
支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(他に遺族がおらず生計同じ)	
根拠	宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱 等	

5 災害障害見舞金（国）

対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 → 当該市町村 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 → 当該都道府県内 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 → 当該都道府県内 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 → 国内全域 	
支給額	①生計維持者 ②その他の者	2 5 0 万円 1 2 5 万円
障害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 等	

6 災害援護資金（国）

対象災害	自然災害 ———— 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害															
貸付限度額 (350万円)	<p>①世帯主の1か月以上の負傷 150</p> <p>②家財の1/3以上の損害 150</p> <p>③住居の半壊 170(250)</p> <p>④住居の全壊 250(350)</p> <p>⑤住居の全体が滅失若しくは流出 350</p> <p>※ 被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別の事情がある場合は()内の額</p>	<p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <p>250</p> <p>270 (350)</p> <p>350</p>														
貸付条件	所得制限	<table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1 人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。</td> </tr> </table>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1 人	220万円	2 人	430万円	3 人	620万円	4 人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。	
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額															
1 人	220万円															
2 人	430万円															
3 人	620万円															
4 人	730万円															
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額															
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。																
	利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間は無利子）														
	据置期間	3年（特別の事業のある場合は5年）														
	償還期限	10年（据置期間を含む）														
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦														
根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 等															

7 宮崎県・市町村災害時安心基金（県・市町村）

対象災害	自然災害 ————— 自然災害により床上浸水以上の住家被害がある場合の災害	
支援金の額	①全壊 (損害割合 50%以上) ②大規模半壊 (損害割合 40%台) ③中規模半壊 (損害割合 30%台) ④半壊 (損害割合 20%台) ⑤床上浸水	① 20万円 ② 15万円 ③～⑤ 10万円
根拠	宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱 等	